

石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」

普及促進補助の手引き

～ポイントの解説～

1. 限りある資源を少しでも次の世代につなぐことは現代の社会に暮らす私たちの責務です。
2. 化石燃料の消費を減らし、地球温暖化を抑制することは、うつくしい地球環境を後世につなぎます。
3. 分散型発電や蓄電池の普及で、省エネルギーのみならず災害に強い暮らしをつなぎます。

省エネ機器の導入にあたって

1. 複数の業者から見積もりを！
多くの種類の機器があります。ご自身の生活様式やコストに見合った機器を選びましょう。
2. 建築年数が経過している住居は確認を！
築年数が経過している住居は屋根の強度や耐震性について業者の方とよく相談、確認のうえ設置しましょう。
3. メンテナンスが重要！
省エネ機器も設置後のメンテナンスが重要です。省エネ効果を最大限にいかすことができるように、メンテナンスについても設置業者とよく相談しましょう。

石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金交付要綱基準及び解説

(通則)

第1条 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地球温暖化対策を促進するために、町が実施する補助金の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

- この要綱は、石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金の交付について定めたものであること、加えて、その目的について述べています。
- 本補助事業は、普及過程にある先進技術や先進設備について、早期もしくは先進的な取組みを行う住民に対して、補助を行うものであります。したがって、一定期間の期限を設定し、補助を実施するものです。
- 本事業の実施予定期間は、石川町第5次総合計画（後期計画）の期間内としています。（平成25年度から平成30年度まで）
- 本事業は、先進的設備の導入を加速、促進することを目的としていますので、国や県の制度の動向、製品価格の動向など種々の要因により補助額や対象設備の見直しを行います。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 町民 第10条に規定される補助金の申請を行うものは、申請時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者。
- 戸建住宅 一つの建物が1住宅で、かつ建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条にある区分所有権を有さない住宅。
- 集合住宅 一棟の建物が、共同部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。

- 本条では、この要綱で使用される用語を定義しています。
- (1)は、町民の定義をしています。この要綱では自然人を指し、法人を除くものとし、石川町に居住実態はあるが、住民登録をしていない場合も、町民とみなしません。

- （2）では、戸建住宅について定義しています。ここでは区分所有されていない二世帯住宅（家屋内が明確に区分されておらず、互いの居住スペースを自由に行き来することができる住宅）は、一つの住宅とみなしますので各世帯が各々で補助申請をすることができません。共有名義で登記がされている場合は、いずれか一方の世帯のみが申請をすることができます。

【参考】建物の区分所有に関する法律 第 1 条

一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

- （3）では、集合住宅を定義しています。こちらは（2）とは逆に、区分所有法第 1 条に規定されている住宅を「集合住宅」としています。従って、家屋内が明確に区分されていて、それぞれで登記がなされている「二世帯住宅」については、本要綱では「集合住宅」とみなしています。

【参考】戸建住宅と集合住宅の判断基準

- ・ 各世帯で登記が行われている場合・・・「集合住宅」
- ・ 各世帯で登記が行われず、共有名義になっている場合・・・「戸建住宅」

※賃貸アパート等は、補助対象にはなりません。

- 新築住宅で申請段階に未登記である物件の場合は家屋の図面を添付していただき、「集合住宅」として各世帯で登記が可能であることを確認できれば、申請は可能です。ただし、実績報告書提出時に登記事項証明書を添付していただき、区分所有登記がなされていることを確認いたします。もし区分所有登記がなされていない場合は「二世帯住宅」と判断し、いずれか一方の申請のみを有効いたします。

（補助金の交付対象）

第4条 次条各号に規定する省エネ対策（設備の設置（付帯設備を含む）又は工事の施工（付帯工事を含む。）以下「対象省エネ対策」という。ただし、設備の設置（付帯設備を含む。）にあっては未使用品に限るものとする。）を住宅（店舗、事務所等と併用されているものを含む）へ行う町民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助に係る住宅及び設置条件は、町内の住宅で次の各号のいずれかに適合したものでなければならない。

（1）補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建住宅に設置するもの。ただし、全ての所有者から同意がとれている場合に限る。

（2）申請者が第5条に規定する対象省エネ対策設備が設置された戸建新築住宅を自己の居住の用に供するために購入するもの。ただし、全ての所有者から同意がとれている場合に限る。

3 当該補助事業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する町税の滞納がなく、かつ別表3に定める期間内に全ての対象省エネ対策を完了し、補助金の申請をできる者を対象とする。

4 第5条に規定する対象省エネ対策設備の設置について、これまでに町が行う他の制度による補

助を受けていないこと。

5 申請者は、町が行うアンケートや情報収集、普及啓発活動に協力するものとする。

- ☛ 本条では補助金の交付対象を定義しています。
- ☛ 第1項では、「省エネ対策を住宅へ行う町民に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。」とあります。よって、補助金の交付を受けることができるのは、あくまでも「町民」であり、法人は補助金の交付を受けることができません。また住宅の範囲については、店舗や事務所などとの併用住宅についても交付対象になります。
- ☛ 「申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。」とは、申請受付期間中であっても申請額の合計が予算額に達した場合には、別表3に基づき抽選により決定することを示しています。
- ☛ 第2項（1）では、申請者の住民票がある戸建住宅に設置し使用する場合は、また、設置する住宅の全ての所有者が同意している必要があります。

この「すべての所有者から同意が取れている場合」とありますが、例えば、建物の所有者が死亡（未相続及び所有権移転の手続きが完了していないなど）の場合は、相続権者すべての同意が必要であることをいい、事実上明らかに申請者が相続しているものであれば、申請者が相続する旨の確約書（任意）が必要となります。
- ☛ 第2項（2）では、申請者の住民票がある集合住宅で、自ら居住するための専有部分に設置し使用する場合は、専有部分についての全ての所有者が同意している必要があります。

また、申請者の住民票がある集合住宅で、屋上等の共有部分に設置し、自ら居住する専有部分で使用する場合は、この場合、共有部分の所有者全員の同意が必要となります。
- ☛ 集合住宅に対象省エネ対策を行なう場合には、あくまでも住居部分に対しての省エネ対策を補助対象としており、共用部分（マンションのエントランスホールや廊下等）に対する省エネ対策は補助金の交付対象となりません。
- ☛ 第2項では、住宅の省エネに寄与する設備に限ることを規定しています。太陽光発電・風力発電などによる防犯灯などの独立した設備や、業務用、事業用の省エネに資する設備については補助の対象となりません。
- ☛ 第3項では、申請の条件を定義しています。「町税」とは町民税・固定資産税・軽自動車税及び国民健康保険税を指します。
- ☛ 第3項における期間の考え方については、別表3及び第14条の解説を参照してください。

- ▶ 第4項におけるこれまでの制度は、平成16年度から平成19年度の「石川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金」と平成23年度の「二酸化炭素削減モデル家庭」を指します。
- ▶ 第5項では、本事業が補助金を交付した住宅の基礎的情報の収集や省エネに関する啓蒙活動の牽引役をお願いする目的があり、先進的導入事例として広報誌や設備設置希望者への情報提供などに協力をしていただくことについて、了承していただく必要があります。

(対象省エネ対策)

第5条 補助の対象となる省エネ対策は、次の各号に掲げるものとする。ただし、一の戸建住宅につき3種類までの設備について補助を申請することができる。

(1) 先進的家庭用発電設備

ア 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（通称「エネファーム」）

LPガス、灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムの設置

イ ガスエンジンコージェネレーション給湯器（通称「エコウィル」）

LPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムの設置

(2) 先進的省エネルギー設備

ア 地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）

年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし空調又は給湯等に利用するシステムの設置

イ 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調などに利用するシステムで、集熱器と蓄熱層が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムの設置

ウ 家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）

再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムの設置。

(3) 普及型再生可能エネルギー設備

ア 太陽光発電システム

太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムの設置

イ 家庭用小型風力発電システム

風のかで風車をまわし、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすシステムの設置。

ウ ペレットストーブ

燃料用ペレットを自動供給し、吸排気筒又は煙突による排煙設備をもつストーブの設置。

(4) 普及型省エネルギー設備

ア 空気熱ヒートポンプ給湯器設備（通称「エコキュート」）

空気中の熱を圧縮して利用することにより、低い温度の部分から温度の高い部分へ熱を移動させる装置（ヒートポンプ）を利用した給湯器の設置

イ 太陽熱利用システム（自然循環型）

太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と貯湯槽が一体型のシステムの設置

- ☛ 本条では、補助金の対象となる省エネ対策について定義しています。
- ☛ 第1項ただし書きは、本補助事業の実施期間内（平成25年度～平成31年度）に、申請することのできる省エネ機器は3種類までです。なお、実施期間内では、省エネ対策機器の種類の追加・削除、補助額の見直しなど適宜、要綱の改正を行いますので、要綱に記載がある限り申請をすることができます。ただし、同一機器の申請は一度限りです。

（補助の加算）

第6条 先進的設備の普及を牽引することを目的として、次の各号に該当する省エネ対策を実施した場合は、各省エネ対策の補助金の合計額に、別表2に定める金額を加算する。

（1）先進的発電設備プラン

家庭用燃料電池及びガスエンジン給湯器のコージェネレーションシステムによる発電を行う先進的発電設備と家庭用蓄電池の同時設置により先進的な発電設備の普及牽引と電力供給途絶時の防災機能強化を促進する。

（2）先進的省エネ設備プラン

地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）、太陽熱利用システム（強制循環型）、家庭用蓄電池（定置型リチウムイオン電池に限る）の先進的省エネルギー設備のうち、家庭用蓄電池に加えてその他の種類を複数設置することにより、先進的な省エネルギー設備の普及牽引と電力供給途絶時の防災機能強化を促進する。

2 前項の各プランによる補助金額の加算は、いずれか一つとする。

- ☛ 本条では、補助額の加算についての条件を定めています。

- ☛ (1) 及び (2) に該当する省エネ対策を実施した場合には、通常の補助金に別表 2 に定める金額の加算を行いません。

(例) 家庭用燃料電池システムと蓄電池容量 4kWh の家庭用蓄電池を設置した場合 (先進的発電設備プランの場合)

家庭用燃料電池システム	8万円
家庭用蓄電池	8万円 (4kWh×2万円)
先進的発電設備プラン	10万円
合計	26万円

よって 26万円が補助金額となります。

- ☛ (1) については、蓄電池とセットで家庭用燃料電池コージェネレーションシステムまたはガスエンジン給湯器を設置する必要があり、蓄電池の設置を行わず、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムまたはガスエンジン給湯器のみを設置した場合等は加算の対象となりません。(先進的発電設備プラン)
- ☛ (2) については、プランに定められている対象省エネ対策のうち、家庭用蓄電池と地中熱利用システム、太陽熱利用システム(強制循環型)のいずれかを同時に設置した場合対象に加算の対象となります。(先進的省エネプランA・先進的省エネプランB)
- ☛ (1) 及び (2) のプランについては、同一年度内に各省エネ対策について補助金の交付を受ければ加算の対象となります。
- ☛ 第 2 項では、各プランのいずれか一つのみが加算対象となり、複数のプランに該当する場合でも、いずれか一つの加算しか受けられないことを定めています。

(補助対象経費)

第 7 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は各対象省エネ対策に要する費用とする。

- ☛ 対象省エネ対策に要する費用とは、各省エネ対策のシステム本体と周辺機器、設置工事費をいい消費税は含まれません。

(補助金の額)

第 8 条 町が交付する補助金の額は第 5 条に定める対象省エネ対策の種類に応じ、それぞれ別表 1 の補助金額の欄に掲げる金額とする。ただし各対象省エネ対策補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た値とする。

2 第 1 項に規定する補助金の合計額が 10,000 円未満である場合には、補助を実施しない。

- ☛ 本条では、補助金の額について定めています。

- 補助金の額は、別表1の補助金額の欄に掲げる金額とします。

(例1) 出力6kWの太陽光発電設備を設置する場合

別表1による町の補助額… 30,000円(2kW(6kW-4kW)×15,000円)
となります。

- ただし書きについては、(例1)例えば4.76kWの太陽光発電設備を設置する場合、0.76kW(4.76kW-4.0kW)×15,000円=11,400円となりますが、1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てますので、補助金の額は1万1千円となります。

- 第2項では、総額1万円に満たない補助を行わない旨の規定をしています。

(例2)例えば4.5kWの太陽光発電設備を設置する場合、0.5kW(4.5kW-4.0kW)×15,000円=7,500円となり補助を行わないこととなります。

(申請の受付期間及び受付停止)

第9条 町は、別表3に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について申請を受け付けるものとする。ただし、申請者は一度補助金の交付を受けた省エネ対策について、再度同種の省エネ対策に対する補助金の交付は受けられないものとする。

- 本条では、申請の受付期間及び申請の制限について定めています。

- 受付期間については、別表3で定めています。具体的な期間の考え方については別表3を参照してください。

- 「申請者は一度補助金の交付を受けた省エネ対策について、再度同種の省エネ対策に対する補助の交付は受けられないものとする。」とは、別表3で定めた期間内であれば、何度でも申請することは可能ですが、申請者は一度補助金の交付を受けた省エネ対策については、再度同じ種類の対策について補助金の交付を受けることはできません。

(例) ○蓄電池の補助を受けた申請者が、年度内に太陽光発電の補助申請を行う。

×蓄電池の補助を受けた申請者が、年度内にもう再度追加で蓄電池の補助申請を行う。

×蓄電池の補助を受けた申請者が、翌年度にもう再度追加で蓄電池の補助申請を行う。

×太陽光発電設備の補助を一度でも受けた申請者が、再度追加で太陽光発電設備の補助申請を行う。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、別表3に定める期間に、補助金交付申請書(第1号)に関係書類を添えて町長に1通を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、別表4に掲げるものとする。

3 交付申請は、町民生活課環境対策係へ持参又は到達したことが確認できる方法により行うものとする。

- ☛ 本条では、補助金の交付申請時に必要な書類及び申請の方法について定めています。
- ☛ 本条に定めた書類の添付が無い場合、もしくは不備等がある場合は、申請書を受理することができません。
- ☛ 第1項では、書類の提出方法について定めています。補助金交付申請書（様式第1号）については、添付書類を含めて1通作成し、町長に提出しなければなりません。なお、申請者への控えは発行していません。
- ☛ 補助金交付申請書（様式第1号）は対象省エネ対策内訳表（様式第1-1号から1-10号）があります。補助を受ける内訳表のみ添付し提出してください。
- ☛ 第2項でいう別表4では、申請に添付する関係書類を定めています。それぞれの申請に添付する関係書類は次のとおりです。

●補助金交付申請書（様式第1号）に添付する関係書類

(1)にある「建物登記事項証明書（申請書の提出日の3か月以内のもの）」とは、申請書にある対象設備設置建物の所有者、当該建物の所在地及び用途を証明することを目的としています。また、未登記の建物については、当該建物の公課証明又は名寄帳の写しの添付を求めます。

(2)にある「町税を滞納していないことが証明できる書類」とは、町が発行する、町税に係る「納税証明書」のことです。これらの書類を添付する際は、申請者が町に納付する全ての税目についての添付が必要です。（当該年度を含む過去3年分）

(2)でいう、町税を滞納していないことが証明できる書類がない場合（例えば、申請前は町外在住であり、石川町に対して納付する町税がない場合）は前住所地の納税証明書を添付してください。

(3)では、住民票の写し（コピー可）又は外国人登録原票記載事項証明書（コピー可）の添付を求めています。これは、要綱第4号第2項に定めるとおり、自ら居住する住宅に省エネ対策を行なうことを条件に補助を行うため居住していることの確認を目的としています。なお、これらは申請書提出日の3か月以内のものであることが必要です。これは、あまりにも期間が離れている場合、既に住民票を異動していることが疑われ、居住の有無を確認する書類として適さないためです。

また、(3)により居住の確認の結果、対象省エネ対策を行なった住宅に住民登録がない場合は補助金の交付決定が取り消しとなります。

(4)では、申請に必要な各対象省エネ対策内訳表（様式第1-1号から1-10号）にある「工事費内訳」の合計金額に記入されている金額を確認する目的で領収書の写しを求めています。ただし、新築などにより領収書に対象省エネ対策以外の金額が含まれているもの、また複数の省エネ対策が

含まれているもの等については対象省エネ対策ごとの費用が確認できる費用明細書も添付してください。

(5) では、対象設備の設置状況がわかる写真の添付を求めています。これは、対象設備が設置されているかを確認することが目的ですので、対象設備と設置建物の状況がわかる写真を添付することが必要です。また、写真については撮影日がわかるようにしてください。

(6) 別表1で定めた、対象省エネ対策ごとの補助条件が確認できる仕様書、パンフレット、図面等を提出してください。

(7) でいう「同意書」とは、要綱第4条第2項でいうすべての所有者から得た設置同意書を言います。

(8) にある「既に対象省エネ対策が行われた建売住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第12号）」とは、既に対象省エネ対策が行われた住宅を購入する場合に限り、所有権の関係確認のための住宅の売買契約書と対象設備が未使用であることの確認を目的として対象設備の未使用証明書を求めます。各省エネ対策は未使用のものでなければなりません。既築の建売住宅の場合は確認が難しいため、当該住宅の販売者に対象省エネ対策が未使用であることを証明していただきます。

(9) のアにある、「対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し」とは、蓄電池のメーカー等が行なった耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等になります。

(10) では、太陽光発電システム、又は家庭用小型風力発電システムについて「電力受給契約のご案内」の添付を求めています。太陽光発電システムについては、要綱別表1の太陽光発電システムの補助条件の中で、「別表3の補助事業完了日に定めた期間内に電力会社と受電契約を結び、」とあるため電力受給開始予定日を確認すること、また設置予定建物の所在、電力受給契約者名、太陽電池の最大出力等の確認を目的としています。

(11) にある「その他町長が必要と認める書類」とは、(1) から(10) 以外に申請者からの申請内容を確認する上で必要な書類のことです。具体的に必要な書類が発生した場合は、町から申請者もしくは代理人に連絡いたします。

● 第3項では、交付申請書の提出方法について定めています。なお、ここにある「提出」とは、町長に書類が「届いて」いることが必要です。従って、郵送等による提出の場合は到着した日が、持参による場合は持参した日がそれぞれ「提出日」となります。

● 第3項にある「到達したことが確認できる方法」とは、配達証明郵便などにより、申請者が書類の発送日と町での受取日を公的に証明できる方法を指します。もし提出者側で町への到達日を公的に証明できない場合は申請書の受付ができません。これは、送付したにも関わらず届いていない、と

いったトラブルを防止することを目的としています。仮に配達証明郵便等ではなく普通郵便として送付した場合、町で申請書提出の事実を確認できなかったとしても、町は一切の責任を負いません。

(交付決定及び不交付の決定)

- 第11条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、速やかに交付又は交付しない旨の決定を行う。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、条件を付すことにより交付決定をすることができる。
- 3 町長は、申請において交付を決定したときは交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者にその旨を通知する。
- 4 各申請において、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知する。

- 本条では、申請があった場合の手続きについて定めています。
- 第1項では、申請内容の審査から交付または不交付の決定までを定めています。一度受理した申請について疑義等があった場合は町から申請者または代理人に対し、追加書類の提出を求める場合があります。
- 第2項にある「必要があると認めるとき」とは、例えば本来は申請時に添付しなければならない書類等について、申請者の責によらない理由により添付できない場合に、当該書類が準備できた時に提出することを条件に交付を決定する場合などがあげられます。
- 第2項にある「条件を付すことにより交付決定をする」とは、例えば申請日において、町税の滞納があった場合には補助金交付決定通知書（様式第2号）に別紙「要綱第11条第2項による条件の付与（町税滞納について）」により町税の滞納があったことを通知する等が考えられます。
- 第3項では、町長は申請において交付を決定した時は、申請者に対して交付決定通知書を通知しなければならないことを定めています。
- 第4項では、町長は各申請において不交付を決定した時は、申請者に対し不交付決定通知書（様式第3号）を通知しなければならないことを定めています。

(補助金交付の請求)

- 第12条 申請者は、前条の規定及び第11条第3項による通知を受理したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の交付を請求するものとする。

- 本条では、補助金の交付に必要な「補助金交付請求書」の提出を求めています。また、添付書類として「補助金交付決定通知書の写し」及び「交付先が確認できる書類（請求書にある口座の内容がわかる書類）」も必要となります。なお、補助金の交付先口座については、必ず申請者名義の口座で

ある必要があり、また交付先が確認できる書類とは通帳の写し（銀行名・支店名・口座名義者及び口座番号が明記されているページ）のようですが、例えばインターネットバンキングのように通帳が発行されない口座の場合は、「キャッシュカードのコピー」と「交付先口座の内容が確認できるインターネットホームページ等のコピー」双方を添付することを条件とします。

（事務手続きの代理）

第13条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを委任する場合、代理人は、代理人選任届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 本条では、申請にかかる事務手続きの代理について定めています。
- 第1項では、事務手続きの第三者への委任について定めています。ここでいう「申請」とは、交付申請、計画変更、計画中止及び設置完了の各申請を指しています。これらについての事務手続きを第三者に委任することができますが、代理人選任届（様式第5号）を町に提出する必要があります。
- 第2項では前項の事務手続きを第三者に委任する場合の代理人選任届（様式第5号）の提出について定めています。代理人選任届を提出する際は代理人が法人の場合、担当者の名刺を添付していただきます。代理人が個人の場合は書類の添付は必要ありません。なお、代理人による申請の場合は窓口において本人確認を行いますので、写真付身分証明書（運転免許証など）をご提示いただきます。
- 設置業者等の変更により、代理人が変わる場合には、速やかに任意の書式において代理人解任をおこなってください。

（財産処分の制限）

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象設備を交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における省エネ対策の用に充てなければならない。

- 本条では、補助金を交付した対象設備に対する管理期間を定めています。本条にある「管理期間」とは、第15条に基づく補助金交付額確定通知書の発行日から5年後まで、となります。例えば、平成30年4月1日に補助金交付額確定通知書が発行された場合は、同日から平成35年3月31日までの間が「管理期間」となります。
- 本条にある「善良なる管理者の注意をもって管理（＝善管注意義務）」とは、「通常期待される注意義務をもって管理」することです。この条文は、補助金を交付して実施した対象省エネ対策について、設置した人に対して通常期待される注意義務をもって管理（メンテナンスを怠ったり、故障した場合に放置しておいたりせず、いつでも対象設備がきちんと作動する状態にしておくこと）する

ことを義務付けるものです。

管理期間中に善管注意義務を怠った場合は、第16条の規定に基づき補助金を返還しなければならないことがあります。

(処分の制限)

第15条 管理期間内において、当該住宅の売却など対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、遅滞なく処分承認申請書により町長に届け出なければならない。

- 本条では、管理期間内における対象設備の処分について定めています。「当該住宅の売却など対象設備を処分する必要があるとき」とは、対象設備を設置した住宅を売却したり、リフォーム等により対象設備を取り外して処分しなければならない等により、対象設備が申請者の管理から離れるような場合は、売却やリフォームが確定し、実際に売買や取り外しが行なわれる前に処分承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を得る必要があります。承認を得る前に対象設備を処分した場合はもちろんですが、承認を得た場合であっても、第20条第3項の規定に基づき町に補助金を返還しなければならないことがあります。
- 第2項ではやむを得ない理由により対象設備を処分しなければならない場合の届出方法について定めています。「天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由」とは、落雷や雷などの天候や火事などの事件を指しています。これらは補助金の交付を受けた者の故意により対象設備が損傷または滅失したわけではないので、予め処分承認申請書を提出することは不可能です。このため、第2項に該当する場合は、その事象が発生した後にできるだけ早く処分承認申請書を提出することとしています。

(補助金交付決定及び交付額の確定の取消並びに補助金の返還)

第16条 町長は、次の各号の何れかに該当する場合は、第11条の規定による補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請者が、本要綱に違反した場合

(2) 補助金の交付を受けた者が、本要綱に違反した場合

(3) 補助金交付額の確定を受けた者が、補助金を対象設備の設置以外の目的に使用した場合

2 町長は、前項の取消をした場合において、当該取消に係る部分に交付された補助金の返還を請求する。

3 町長は、補助金の交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象設備を処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- ☛ 本条では、補助金の取り消しについて定めています。
- ☛ 第1項(1)では、申請・変更・確定の各段階において、本要綱の定めに従った場合に、補助金の交付決定又は補助金交付額の確定を取り消されることがあります。
- ☛ 第1項(2)では、すでに補助金の交付を受けた者が本要綱の定めに従った場合に、補助金の交付そのものを取り消されることがあると定めています。例えば、町長への申請なしに補助金の交付を受けた対象設備を譲渡・売却又は処分等した場合などがこれにあたります。ただし、第14条にある管理期間を経過した後の譲渡等や、第15条第2項にある天災地変等による対象設備の滅失の場合はこの限りではありません。
- ☛ 第1項(3)にある「対象設備の設置以外の目的」とは、例えば設備を設置したように装うことで補助金の交付を受けた場合などがこれにあたります。本号では対象設備の設置にかかる補助金の交付を行っていますので、対象設備設置にかかる費用に充当せず、他の目的で補助金を使用した場合は補助金の交付そのものを取り消されることがあります。
- ☛ 第2項では、既に補助金を交付した後に第1項のいずれかの理由により補助金の交付が取り消された場合には、交付を受けた補助金を返還しなければならないことを定めています。なお、補助金の返還を求められた場合は速やかに、補助金を返還しなければなりません。
- ☛ 第3項では、申請者が管理期間内に第15条の規定に基づき対象設備を処分等する場合には、交付された補助金の全部または一部の返還を求められる場合があるとしています。これは、補助金が管理期間内において善良なる管理者管注意義務を果たすことを条件に交付されているためです。したがって、本来の管理すべき期間と実際に管理されていた期間で補助金額を按分し、返還を求められることがあります。

(協力)

第17条 町長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、町が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

- ☛ 本条では、補助金に伴う申請書を提出した者や、補助金の交付を受けた者に対して、町から調査があった場合はこれに回答していただくことを定めています。
- ☛ 本条にある「調査等について協力を求めることができる」とは、省エネ対策等に関する調査を町から求められることがある、ということです。また、ここで定める調査は、申請者のうち計画中止承認申請書を提出して当該事業を中止した方や、補助金の交付について取り消された方にも求められる場合があります。

(その他)

第18条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、町長が定める。

- ▶ 本条では、補助金の交付について必要な事項であるが本要綱で想定していない事項が発生した場合は、その都度町長が定めることとしています。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(効力)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(改正)

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(改正)

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(改正)

5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- ▶ 本条では、補助金の交付について必要な事項であるが本要綱で想定していない事項が発生した場合は、その都度町長が定めることとしています。

別表1（第8条及び第10条関係）

【省エネ対策の補助条件及び補助金額について】

平成30年度における省エネ対策の補助条件及び補助金額については、次のとおりとする。

区分	省エネ対策	補助条件	補助金額
(1)-ア	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	ア 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主な目的とした設備であること イ 申請時において燃料電池普及促進協会（FCA）が指定した燃料電池システム（エネファーム）であること	80,000円
(1)-イ	ガスエンジンコージェネレーション給湯器 (エコウィル)	ア ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されているシステムであり、貯湯ユニットはガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽であること イ 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80%以上であること ウ 燃料はLPガスを使用するものであること	80,000円
(2)-ア	地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプシステム）	ア 年間エネルギー効率（当該システムにより一年間に供給される熱量を当該システムが一年間に消費する電力量で除して得た数値）が3.0以上であること。 イ 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。 ウ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するものであること。	200,000円
(2)-イ	太陽熱利用システム (強制循環型)	ア 集熱媒体を強制循環させる太陽熱集熱器及び蓄熱槽によって構成され、給湯及び暖房に利用可能なソーラーシステムであること イ 日本工業規格（JIS）又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること	50,000円
(2)-ウ	家庭用蓄電池	ア 蓄電池容量が1kWh以上で、かつ定格出力が500W以上のものであること イ インバーターを備え、出力波形が正弦波であること ウ 耐電圧試験及び絶縁試験を行っているもの エ 申請時において国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業における補助対象機器として補助事業者が指定する定置用蓄電池設備であること	1kWhにつき 20,000円 (上限 130,000円)

(3)-ア	太陽光発電システム	<p>ア 太陽電池の最大出力が 10kW 未満であること。(実質 4kW 超 10kW 未満まで)</p> <p>イ 4kW~10kW 未満の設備について補助</p> <p>ウ 財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>エ 性能の保証、設置後のサポート等のメーカー等によって確保されているもの</p> <p>1) 太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は IEC 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。)の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって 10 年間以上保証されていること。</p> <p>2) メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>オ 申請者が別表 3 の補助事業完了日に定めた期間内に電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買い取り契約が結ばれていること。</p>	4kW を超える 1kWh につき 15,000 円 (上限 80,000 円)
(3)-イ	家庭用小型風力発電	<p>ア 発電機の定格出力が 200W 以上であること。</p> <p>イ 人に接触することがないようにプロペラユニットの安全対策及び、強風時の安全対策が施されていること。また、騒音対策についても適切な措置が施されていること。</p> <p>ウ 申請者が別表 3 の補助事業完了日に定めた期間内に電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買い取り契約が結ばれていること。</p>	100,000 円
(3)-ウ	ペレットストーブ	<p>ア 燃料用木質ペレットを自動供給する仕様であること。</p> <p>イ 吸排気筒又は煙突による排煙設備を有すること。</p>	50,000 円
(4)-ア	空気熱ヒートポンプ給湯器設備 (エコキュート)	<p>ア 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であること。</p> <p>イ 日本工業規格(JIS)に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL 部品)認定を受けたもの。</p> <p>ウ 日本工業規格の JIS C9220 評価に基づく年間給湯効率 3.1 以上(寒冷地仕様ともに 3.1 以上)、もしくは年間給湯保温効率 3.0 以上(寒冷地仕様は 2.7 以上)であること。</p>	経費の 3% (上限 20,000 円)
(4)-イ	太陽熱利用システム	<p>ア 自然循環式太陽熱温水器であること</p> <p>イ 日本工業規格(JIS)に適合したもの又は一般財団法</p>	

	(自然循環型)	人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) 認定を受けたものであること。	25,000 円
--	---------	--	----------

- 別表 1 では、各省エネ対策の補助条件及び補助金額について定めています。
- 補助条件欄については、条件に適合することが確認できる書類の添付を要します。

別表 2 (第 6 条及び第 8 条関係)

【補助の加算額について】

平成 30 年度における補助の加算条件及び補助加算金額については、次のとおりとする。

	項目	補助加算条件	補助加算額
(1)	先進的発電設備プラン	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム・ガスエンジンコージェネレーション給湯器の発電を行う設備 1 種類以上と家庭用蓄電池 (定置型リチウムイオン電池に限る) を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。	100,000 円
(2)	先進的省エネ設備プランA	地中熱利用システム (地中熱ヒートポンプシステム) と家庭用蓄電池 (定置型リチウムイオン電池に限る) を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。	100,000 円
	先進的省エネ設備プランB	太陽熱利用システム (強制循環型) と家庭用蓄電池 (定置型リチウムイオン電池に限る) を設置し、かつ同一年度内に補助金の交付を受けること。	50,000 円

- 別表 2 では、第 6 条の補助加算の条件及び補助加算額について定めています。

別表3（第4条、第9条、第10条及び第14条関係）
 平成30年度補助事業の期間について
 平成30年度の補助事業の期間については、次のとおりとする。

補助事業対象期間	実績報告書提出期限
平成30年4月1日(日) ~ 平成31年3月30日(金)	平成31年3月30日(金)

- ※1 受付日各期において申請のあった総額が予算額に達することとなった場合、抽選を実施し、以後の受付を行わない。（受付を行わない場合には、町ホームページにて公表する。）
- ※2 持参による受付は、町民生活課環境対策係において、土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで行う。
- ※3 町に到達したことが確認できる方法により提出する場合は、町に到達した日をもって提出した日とする。
- ※4 申請の受付については、上記受付期間のみとする。
- ※5 買電目的のみで設置したものについては、申請の対象外とする。

- ☛ 別表3では、本要綱第4条第3項、第9条、第10条及び第14条に基づき、平成30年度における申請の条件及び受付日等について定めています。なお、「受付日」とは、補助申請の受付を行なう日を指し、「補助事業対象期間」とは、対象省エネ対策を完了しなければならない期間を指しています。
- ☛ 予算に達することとなった受付日は、抽選により交付対象者を決定します。なお、予算額に達した以後の受付は行いません。
- ☛ 受付の順序は、持参による申請を優先し、持参以外の方法により提出された申請を順次受け付けとします。なおこの受付順番については受付番号を決定するためのものであり、申請は受付日ごとに付番します。
- ☛ 実績報告書の提出期限を過ぎた場合には、理由を問わず交付決定は取り消しとなります。

別表4（第10条関係）

【申請書に添付する関係書類】

補助金交付申請書（様式第1号）
(1) 建物登記事項証明書（申請書の提出日の3か月以内のもの）
(2) 申請日において全ての町税を滞納していないことが証明できる書類（納税証明書3年分）
(3) 住民票の写し（申請書の提出日の3ヶ月以内のもの）。
(4) 対象省エネ対策の実施に係る領収書の写し（領収書に対象省エネ対策以外の費用が含まれている場合又は複数の対象省エネ対策を行った場合は、 <u>対象省エネ対策ごとに費用が確認できる明細書を添付すること</u> ）
(5) 対象省エネ対策の実施が確認できる写真（施行前、施行後の写真をご準備願います。）
(6) 対象省エネ対策の区分ごとに別表1で定める要件を確認することができる仕様書、パンフレット、図面等の書類
(7) 第4条第2項に該当する場合における同意書
(8) 既に対象省エネ対策が行われた建売住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書（様式第7号）
(9) その他、対象省エネ対策ごとに定める書類
ア 家庭用蓄電池 対象製品の耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」等の写し
イ 地中熱利用システム（地中熱ヒートポンプ） 掘削孔の深度等が確認できる立面図
(10) 第5条第3号ア及びイの太陽光発電システム及び家庭用小型風力発電システムについて、「電力受給契約のご案内」の写し
(11) その他町長が必要と認める書類

別表4では、本要綱第10条第2項における申請に必要な関係書類について定めています。

【様式一覧】

様式第 1 号 補助金交付申請書

様式第 2 号 補助金交付決定通知書

様式第 3 号 補助金不交付決定通知書

様式第 4 号 補助金交付請求書

様式第 5 号 代理人選任届

様式第 6 号 処分承認申請書

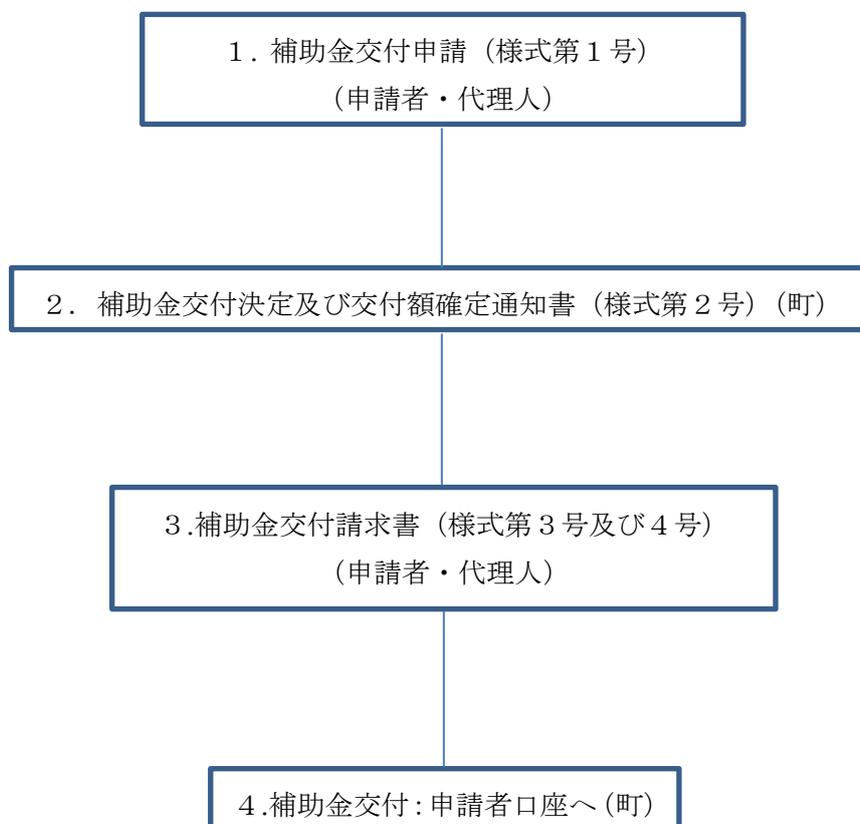
様式第 7 号 対象設備未使用証明書

<補助様式>

機器設置同意書

費用明細書

石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金手続きの流れ



その他の手続き

代理人選任届 (様式第5号) (申請者)

処分承認申請 (様式第6号) (申請者)

対象設備未使用証明 (様式第7号) (販売店等)

2.交付申請

提出書類	備考
① 石川町「未来へつなく省エネ住宅」普及促進補助金交付申請書 【様式第1号】	<input type="checkbox"/>
② 石川町「未来へつなく省エネ住宅」普及促進補助金対象省エネ対策内訳表 【様式第1-1号～様式第1-10号（第10条関係）】	<input type="checkbox"/>
③ 建物登記事項証明書（申請書提出日3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
④ 納税証明書（当該年度を含む3年分） ・転入等の場合は従前の居住地のもの	<input type="checkbox"/>
⑤ 住民票の写し（提出日3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑥ 領収書及び明細書の写し ・金額並びに工事内容と金額の内訳が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
⑦ 設置（施工）箇所の現況写真（各2方向からのもの） ・住宅全体の写真 ・設置（施工）箇所	<input type="checkbox"/>
⑧ 別表1の要件を確認できるもの ・仕様書 ・パンフレット ・図面 など	<input type="checkbox"/>
⑨ 省エネ対策を施す戸建住宅が共有の場合には：同意書 【任意様式又は別紙様式】	<input type="checkbox"/>
⑩ 本申請に係る手続きを代行させる場合には：代理人選任届 【様式第5号】	<input type="checkbox"/>
⑪ 太陽光発電、風力発電の場合： ・「電力需給契約書のご案内」の写し	<input type="checkbox"/>
⑫ その他 ・地中熱利用設備の場合：掘削孔の深度等が確認できる立面図 ・太陽光発電の場合：モジュールの配置図を含む図面 ・蓄電池の場合：耐電圧試験及び絶縁試験の「試験成績書」の写し ・建売住宅を購入する場合：対象設備未使用証明書：様式第12号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

提出書類	備考
① 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金交付請求書 【様式第4号】	<input type="checkbox"/>
② 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金交付額確定通知書の写し 【様式第2号】	<input type="checkbox"/>
③ 通帳の写し ・申請者本人の通帳（見開き部分をコピーすること）	<input type="checkbox"/>
③-1 インターネットバンキング等の通帳を発行しない金融機関の場合： ・キャッシュカードのコピー ・交付先口座の内容が確認できるインターネットページ画面のコピー 双方を添付すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

7.処分承認申請

提出書類	備考
① 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金に係る財産処分承認申請書 【様式第11号（第19条関係）】	<input type="checkbox"/>
② 天災地変などにより処分する場合： ・り災証明書もしくは処分する状態となった写真など状況を確認できるもの	<input type="checkbox"/>
③ 譲渡などの理由により申請者が使用しないこととなった場合： ・譲渡の事実及び譲渡年月日の確認ができる書類（登記簿の写し・領収書など）	<input type="checkbox"/>